随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	地域福祉課		
案　件　名	重層的支援体制整備事業（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業）委託		
案 件 の 概 要	重層的支援体制整備事業（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、生活困窮者支援等のための地域づくり事業）にかかる業務一式を委託する。		
随意契約の種類	○ 随意契約　　◉ 単独随意契約		
契　約　年　月　日	令和　8　年　4　月　1　日	契約の相手方	社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
契　約　金　額	34,483,952 円　（うち消費税相当額　3,134,904 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　9　年　3　月　31　日　まで		
随意契約とした理由	本事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため包括的な支援体制である重層的支援体制整備に取り組むものである。 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業においては、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置き、会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけるなど、支援が届いていない人に支援を届けるための体制・環境整備が求められている。また、生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域における共助の取り組みを活性化させ、地域福祉の推進を図っていくことを目的としており、地域住民のニーズや生活課題の把握、住民主体の活動支援や情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行う。 委託先の三田市社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題や福祉問題に対し、住民組織のネットワークによる事業の展開や活動推進など住民の参加を促し、行政との連携のもと地域福祉を推進してきた団体であり、市内6圏域に配置している地域福祉支援員等の機能に当該事業における業務内容を付加することで、効率的・効果的な事業実施が可能となることから、三田市社会福祉協議会と単独随意契約を行おうとするものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 2 号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		